



令和4年第2回鶴田町議会定例会が、6月2日から9日まで会期8日間で開催されました。今定例会では、議案13件について審議が行われ、原案どおり議決（認定2件、可決4件、承認7件）されました。また、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されましたので、令和3年度の水道事業決算、下水道事業決算について、概要をご紹介します。

## 概要 6月定例会

# 議会の窓



## 6月定例会

### 議決された議案

- 議案第39号 令和3年度鶴田町水道事業決算認定について  
 議案第40号 令和3年度鶴田町下水道事業決算認定について  
 議案第41号 令和4年度鶴田町一般会計補正予算（第1号）案  
 議案第42号 令和4年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案  
 議案第45号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
 議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第2号 令和3年度鶴田町一般会計補正予算（第12号）  
 議案第47号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第3号 令和3年度鶴田町一般会計補正予算（第13号）  
 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第4号 鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第5号 鶴田町町税条例等の一部を改正する条例  
 議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第6号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
 議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第7号 鶴田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第52号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 専決第8号 鶴田町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
 議員提出議案第1号 旧富士見小学校売却問題特別委員会の設置に関する決議案

## 水道事業決算

| 収益的収入および支出  | 令和3年度         | 令和2年度         |
|-------------|---------------|---------------|
| 水道事業収益      | 308,288,430 円 | 324,228,823 円 |
| 水道事業費用      | 255,259,267 円 | 258,456,558 円 |
| 当年度純利益      | 43,910,296 円  | 60,055,995 円  |
| 当年度未処分利益剰余金 | 560,309,552 円 | 516,399,256 円 |
| 資本的収入および支出  |               |               |
| 資本的収入       | 102,000,000 円 | 43,500,000 円  |
| 資本的支出       | 192,431,423 円 | 134,892,243 円 |
| 資本的収支不足額    | 90,431,423 円  | 91,392,243 円  |

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額90,431,423円は、過年度分損益勘定留保資金41,739,637円、当年度分損益勘定留保資金39,572,919円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,118,867円で補填した。

## 下水道事業決算

| 収益的収入および支出  | 令和3年度         | 令和2年度         |
|-------------|---------------|---------------|
| 下水道事業収益     | 722,504,261 円 | 711,904,436 円 |
| 下水道事業費用     | 530,920,963 円 | 551,553,487 円 |
| 当年度純利益      | 190,540,164 円 | 159,351,722 円 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 297,743,361 円 | 107,203,197 円 |
| 資本的収入および支出  |               |               |
| 資本的収入       | 79,913,489 円  | 79,797,870 円  |
| 資本的支出       | 455,627,428 円 | 450,167,182 円 |
| 資本的収支不足額    | 375,713,939 円 | 370,369,312 円 |

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額375,713,939円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

# 一般質問

## 6月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

### 小関 優 議員

所属党派 政優会

#### ①旧富士見小学校売却訴訟 について

1) 町では、契約解除を求め、契約解除金を相手側に支払ったが、金額はいくらか。また、お金はどこから出したのかお知らせください。

2) 契約解除になったと町から聞いているが、(株)アスクゲートから約8億円(790,700,800円)で訴えられました。訴訟にかかる弁護士費用はいくら必要なのか、見込みでよいのかお知らせください。また、その弁護士費用はどこから出すのかお知らせください。

#### ②町長任期中の町の不祥事 について

相川町長就任以降、任期中の町の不祥事について、「鶴田中学校給食費不正使用」、「町職員の県青少年健全育成条例違反(退職)」、「町職員の収賄事件(退職)」、「町職員の自動車当て逃げ(退職届提出後自殺)」があったと記憶しておりますが、その他

にあればお知らせください。

#### ③町長任期中の町職員の病 休について

相川町長就任以降、任期中の町職員の病休(産休除く)について、年度ごとの人数をお知らせください。

#### ④町長任期中の町職員の早 期退職について

相川町長就任以降、任期中の町職員の早期退職について、年度ごとの人数をお知らせください。

#### ⑤稲作農家の経営について

どこまで下がり続けるか見通しのつかない米価の下落。ロシアのウクライナ侵攻による肥料等の高騰。町として、これからの稲作農家の経営についてどのように考えているのか。

#### ⑥鶴田町の農業振興作物に ついて

農業振興作物として、「リンドウ(H24〜R2)」、「アスパラ(H27〜R2)」、「ブルーベリー(H24〜H26)」、「ネクタリン(H24〜H26)」、「すもも(H25〜H26)」、「プロッコリー(R3〜R4)」、「ブツキーニ(R3〜R4)」を

振興してきましたが、結果はどうだったのか。

また、振興作物選定にかかるメンバーが、行政、農協などで構成されているため、生産者側の意見が主に反映されているようです。実際に売ったり、消費したりする消費者側の視点も入れ検討する必要があると思います。小売店や飲食店、消費者の方もメンバーに加えてはいかがでしょうか。

#### 答弁 町長

①旧富士見小学校売却訴訟について  
旧富士見小学校土地建物売買契約につきましては、町民の皆様にも多大なる心配をおかけしておりますことに、心からおわびを申し上げます。

町では、昨年8月に旧富士見小学校土地建物について株式会社アスクゲートと売買仮契約を締結し、10月に本契約に移行となりましたが、11月に開催した住民説明会での意見等を踏まえ契約を解除することとし、翌12月には株式会社アスクゲートに対し、民法の規定に基づく契約解除手続を行い、これにより契約は適法に解除されたものと認識しております。

これに対し、株式会社アスクゲート側は、契約は解除できないこと、土地建物の引渡しを請求すること、土地建物の引渡しがない場合契約を解除し、損害賠償を請求することを主張していましたが、その後も土地建物の引

渡しがないことから、契約を解除した上で、損害賠償等を求めて提訴し、現在に至っております。

さて、契約解除金についてですが、金額については民法第557条第1項の規定に基づき、契約保証金、いわゆる手付金として株式会社アスクゲートから納付をいただいた75万円の倍額の150万円となっております。

また、予算については、株式会社アスクゲートから納付をいただいた手付金の75万円については一時取扱金からの還付、倍額の75万円については一般会計予算の総務管理費に予備費を充用した上で手数料として支出しておりますが、改めて精査したところ、賠償金が適正であることが確認されたので、支出科目を手数料から賠償金に支出更正しております。

次に、訴訟に係る弁護士費用についてですが、提訴前までの弁護士費用については、令和3年度で支出した22万円となっており、訴訟に係る弁護士費用については、訴訟内容及び提訴から判決までに要する期間により大きく変動することと、現段階では見通すことが難しいことから、今後の裁判の経過を見ながら弁護士との協議により決定していくこととしており、着手金と報酬金を合わせて880万円を上限とし、これに出行等に要する費用を加えた960万3千円を見込んでいます。

また、弁護士費用はどこから出すのかとの質問については、提訴前までの弁護士費用については、令和3年度において一般会計予算の総務管理費に予備費を充用した上で委託料として支出し、訴訟に係る弁護士費用については、裁判が複数年に及ぶことも想定されることを踏まえ、今定例会に提案しております一般会計補正予算案に令和4年度から令和6年度までを期間として960万3,000円を限度額とする債務負担行為を計上しております。

予算議決をいただいた後に弁護士に対して訴訟対応への委任を行い、弁護士費用が確定した時点で債務負担行為の限度額の範囲で歳出予算を計上し、支出することとしております。

旧富士見小学校土地建物売買契約につきましては、今月14日に町民の皆さまを対象とする説明会を開催することとしており、今後と



も議会並びに町民の皆様のご理解を得ながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## ②町長任期中の町の不祥事について

私が町長に就任させていただいた平成26年8月以降における不祥事案につきましては、町職員によるものでは、平成31年に検挙された青森県青少年健全育成条例違反事案、昨年検挙された収賄事案、本年2月に発生した酒気帯びによる物損事故事案の以上3件となっており、県費負担教職員によるものでは、平成29年に発覚した鶴田中学校での給食費および学校徴収金の残高不足事案があり、合計4件と認識しております。

職員に対しては、常日頃から綱紀粛正を徹底してきた中で、このような不祥事案が発生したことは大変遺憾であります。今後とも職員を対象とした公務員倫理研修を開催するなどの再発防止対策の徹底と服務規律の遵守により町民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

## ③町長任期中の町職員の病休について

平成26年8月以降における町職員の6日以上連続で取得した病気休暇の年度ごとの取得状況につきましては、平成26年度が3名、平成27年度が3名、平成28年度が4名、平成29年度が3名、平成30年度が4名、令和元年度が3名、令和2年度が5名、令和3年度が1名、今年度はこれまでで1名で、平成26年8月以降の累計では27名

となっております。

取得者数については、年度ごとに変動があるものの、ここ数年は横ばいで推移しておりますが、今後とも職員へのメンタルヘルス対策と定期的な健康診断を奨励するなど、心身両面における疾病予防に向けた取組を継続するとともに、周囲の人とのコミュニケーションを深め、気軽に話し合える職場づくりにより、職員の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

## ④町長任期中の町職員の早期退職について

平成26年8月以降における町職員の年度ごとの早期退職者数については、平成26年度が3名、平成27年度が3名、平成28年度がゼロ名、平成29年度が1名、平成30年度が1名、令和元年度が3名、令和2年度が3名、令和3年度が4名で、平成26年8月以降の累計では18名となっております。

早期退職者数については、年度ごとに変動はあるものの、ここ数年は増加傾向にあるようです。早期退職の理由につきましては把握しておりませんが、所属職員等からの情報から推察しますと、皆様ではなく、それぞれ個人の事情によるものが多いようです。

職員は町の貴重な財産でもありますので、できるならば定年まで勤続していただけるよう、今後とも魅力と働きがいのある職場環境の整備に努めてまいります。

## ⑤稲作農家の経営について

当町の水田面積に占める主食用米の割合は約54%で、次いで備蓄米、飼料用米、大豆、加工用米、稲発酵粗飼料、米粉用米、輸出来、野菜、果樹、花卉の順となっておりますが、水稲というくくりでは92%を超える割合となっております。

主食用米の需要が減少する中で、高収益作物等への転換を促進する必要があります。特に農業者がこれまで蓄積してきた稲作の多収技術や既存農業機械を有効に活用できる飼料用米等の非主食用米が、今後の水田面積の維持や農業者の所得確保を図っていく上で重要な作物となっております。

所得確保に関しては、国の補助事業である経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金と産地交付金を活用できるよう、農業再生協議会が水田転作の方針である水田収益力強化ビジョンで転換作物ごとの取組方針や産地交付金の活用方法などを定め、生産者が協議会に提出した水稲生産実施・営農計画に基づき出荷した実績に対して交付金が交付されており、令和3年度は約3億1,200万円の交付実績となっております。

これからの稲作経営についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した需要は、5月31日に農林水産省が公表した主要米卸の4月の小売向け販売数量は前年比0.8%減で、8か月連続で前年を下回っており、外食向けの回復と手軽に食べ

られる中食へ需要がシフトする中、家庭用米の販売鈍化が長期化しているとのことです。

そのため、経営所得安定対策の交付金を見込んだ計画的な生産と出荷を基に、転換作物の生産を拡大していくことが必要であると考えております。

肥料については、原料価格の高騰により、6月から10月までに供給される秋肥の価格が高騰すると報道されております。

土壌診断によって過剰に蓄積した肥料成分を考慮しての施肥コストの抑制に取り組むことが生産者としての対策として挙げられますが、国際競争による原料の国際市況の上昇に伴う高騰であることから、国による価格補填対策の拡充による生産者支援を実施するべきと考えております。

## ⑥鶴田町の農業振興作物について

当町は水稲、リンゴ、ブドウの作付が盛んでありますが、収入機会の確保とリスクの分散、さらなる農家所得の向上を目指し、町ではこれら主力作物の農作業の支障とならず、かつ収益性の高い作物による複合経営を推進するための作物を指定し、支援してまいりました。

対象作物の選考は、西北地域県民局地域農林水産部の普及指導室、同部のりんご農産課、つがるにきた農業協同組合鶴翔支店、青森県農業共済組合津軽支所、町に在住の元県農林水産部職員、町産業課の職員で構成している鶴田

町農業支援センターにおいて協議し、決定しております。

令和3年度までの実績でありませんが、リンドウは6件で面積が41アール、アスパラガスは28件で面積が182アール、ブロッコリーは1件で面積が22アールとなっており、ブルーベリー、ネクタリン、スモモ、ズッキーニは申込みがありませんでした。

指定した作物は、面積当たりの労働時間が多く、水稲やリンゴ、ブドウを生産する合間での栽培とすることから、比較的小きな面積で取り組まれております。

リンドウについては、お盆と秋彼岸の時期に最盛期を迎えるよう取り組みましたが、温暖化の影響と思われるが、収穫時期がずれることもあり、平成29年度からの新規の取組はありません。アスパラガスについては、親元での新規就農者が新たに取り入れる作物としても取り組まれております。

なお、令和4年度はアスパラガスが2件で面積が12アール、ズッキーニが1件で5アールの申込みとなっております。

振興作物選定のメンバーに消費者側からのメンバーを加えてはとのご意見については、今後の見直しの際に消費者側の視点が反映できるようにしたいと考えております。

## (再質問)

まず、旧富士見小学校売却訴訟について、町長にお聞きします。成田

副町長と役場の課長5人だけで審査、それを受け、町長が決裁しました。法律的に問題がないということで、地域の方々のご意見に耳を傾けない、議会の承認も得ないで売買契約したこの案件。町民からは、「役場の中の人たちで勝手にやったことなのに、何で町のお金を使わなきゃいけないの。町民を巻き込まないでください」という声。そのほかには、「さあ一緒に」と書かれた相川町長の看板を最近見かけるけど、さあ一緒にってどういう意味ですか。さあ一緒に訴訟費用を払ってくださいと言われても、びた一文も払いたくない」という声、こういうような声が届いております。この町民の声を聞いて、町長はどう感じていますか。

次に、町長任期中の町の不祥事、町職員の病休、町職員の早期退職に関してですが、人数を聞いて町長はどう感じていますか。

それと、町長の部下である町職員が1人、自宅謹慎中に責任を感じて自殺しました。ご家族の方が喪に服し悲しんでいるとき、お亡くなりになった方の家の近くで、選挙対策が何なのか分からないですが、手を振ったり、足を上げたり、お辞儀したりしている相川町長を見たと話されている町民の方がおります。それは事実ですか。お知らせください。

## 答弁Ⅱ町長

最初に、旧富士見小学校売却の推進委員会の決定に対する私の決裁についてお話がございました。私は

前にも、推進委員会での話の決定を、私が決裁をする前に議会や町民の皆さんの意見を聞くべきであったと、大変申し訳ないということで、これまでも話をまいりました。今小関議員も法的には何ら瑕疵がないという話もありましたけれども、それはそのとおりだと私は思っています。

それから3点、不祥事については、職員に対して再発防止策の徹底と服務規律の徹底をこれからも指示をしていきますし、また病休につきましてもメンタルヘルス対策、あるいは健康診断等を一層呼びかけながら、職員の健康管理に努めてまいりたい。そしてまた、早期退職につきましても、職員は町の財産でございますので、定年まで勤務し続けるような職場環境に努力をしていきたいと思っております。

また、元職員のうちの近くで立つて挨拶しているという話でございますけれども、私は元職員の近くでは、立つて挨拶をしたことはございません。

## (再々質問)

1点目ですけれども、今回同じようなやり方で旧富士見小学校と旧胡桃館小学校の2校が売却されました。旧胡桃館小学校の売却により、町長の地元である中野文化センターの駐車場がなくなりました。なぜなら、旧胡桃館小学校の駐車場は、中野文化センターの駐車場として利用されていたからです。中野文化センターの駐車場がなくなるのが

分かりつつ、なぜ町長は判子を押したのか。まさかまた、「旧富士見小学校売買契約書の判子を誰が押したのか。」と議員に問われ答えたときのように、「総務課長が押ししました。」とは言いませんよね。そのように言われた総務課長は早期退職しましたけれども。

2点目です。亡くなった職員の家のそばで手を挙げたり、足を上げたという言い切りでしたが、具体的に言いますと、鶴田八幡宮の交差点のところで、そのような行動をしていたのを町民の方が見て、非常に残念に思われておりました。「町の職員亡くなったのに、どうしてあんなことができるんだ。常識疑う」と言っていました。町長が事実と認めないのであれば、それはそれで結構です。これは回答要りません。ただ、1個目の旧胡桃館小学校の判子、誰押したんですか、お答えください。

## 答弁Ⅱ町長

決裁については、それぞれの所管課を通して、副町長を通して、全て私が最後は決裁をしております。

それから、駐車場につきましては、利用する際にサトウ商事さんに連絡していただければ貸しますよという話は理解してもらっているというふうになってございます。

それから、再度八幡宮の話がありましたので、八幡宮のところでは私は旗を持って、そういう挨拶等はしてございません。

## つがる西北五広域連合長に佐々木市長が再選

7月11日(月)、五所川原市役所において、つがる西北五広域連合構成6市町長による広域連合長選挙が行われ、五所川原市長の佐々木孝昌氏がつがる西北五広域連合長に再選されました。

つがる西北五広域連合は、五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で構成されており、介護認定・障害判定に係る審査会及び障害者地域自立支援協議会の設置・運営等の広域行政に係る事務、さらに西北五広域保健医療圏自治体病院機能再編成に基づき中核病院及びサテライト医療機関による病院事業の一体的運営を行っています。

佐々木広域連合長は、「当圏域は人口減少や高齢化が著しく課題は山積しているが、住民ニーズに対応した良質な医療サービスの提供、地域医療体制の充実強化、そして住民福祉の更なる向上のために努めて参りたい」と抱負を述べられました。

同広域連合では、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えた新たな医療提供体制の構築に向けて、つがる総合病院、かなぎ病院、鰯ヶ沢病院、つがる市民診療所及び鶴田診療所がそれぞれの

機能を果たしながら更なる連携強化に努め、地域完結型医療を目指し、圏域住民に安定した医療の提供に努めていきます。

宝くじ

すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

**Quick One**

クイックワン

宝くじ 公式サイトで 発売中!

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。

公益財団法人 青森県市町村振興協会